

PRESS RELEASE



名古屋証券取引所

NAGOYA
STOCK EXCHANGE

名古屋市中区栄 3-8-20 〒460-0008
Tel 052-262-3171 www.nse.or.jp

平成 21 年 10 月 28 日

各 位

10月社長記者会見

1. 平成 22 年 3 月期 第 2 四半期決算について <資料 1 >
2. 「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の制定について <資料 2 >
3. 上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備に伴う「業務規程」等の一部改正等について <資料 3 >
4. 取引参加者による組織再編の承認等に係る「取引参加者規程」等の一部改正について <資料 4 >
5. 株券等の 5 日目決済及び期間売買停止の廃止に伴う「業務規程」等の一部改正について <資料 5 >

以 上

平成 2 2 年 3 月期 第 2 四半期決算短信 (非連結)

平成 2 1 年 1 0 月 2 8 日

会 社 名 株式会社名古屋証券取引所
 代 表 者 取締役社長 畔柳 昇
 問合せ先責任者 執行役員 丹下 雅博

U R L <http://www.nse.or.jp/>
 T E L (052)262-3171

(百万円未満切捨て)

1. 平成 22 年 3 月期第 2 四半期の業績(平成 21 年 4 月 1 日～平成 21 年 9 月 30 日)

(1) 経営成績 (累計)

(%表示は対前年同四半期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益		四半期純利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%	百万円	%
22 年 3 月期第 2 四半期	1,118	(39.7)	519	(206.7)	538	(127.5)	316	(109.5)
21 年 3 月期第 2 四半期	800	(△1.9)	169	(49.5)	236	(70.4)	151	(—)

	1 株当たり 四半期純利益		潜在株式調整後 1 株当たり 四半期純利益	
	円	銭	円	銭
22 年 3 月期第 2 四半期	3,083	75	—	—
21 年 3 月期第 2 四半期	1,471	89	—	—

(2) 財政状態

	総 資 産		純 資 産		自己資本比率	1 株当たり純資産	
	百万円		百万円		%	円	銭
22 年 3 月期第 2 四半期	5,902		4,918		83.3	47,897	96
21 年 3 月期	5,691		4,653		81.8	45,313	29

(参考) 自己資本 22 年 3 月期第 2 四半期 4,918 百万円 21 年 3 月期 4,653 百万円

2. 配当の状況

(基準日)	1 株当たり配当金				
	第 1 四半期末	第 2 四半期末	第 3 四半期末	期 末	年 間
21 年 3 月期	円 —	円 —	円 —	円 500	円 500
22 年 3 月期	円 —	円 —	円 —	円 —	円 —
22 年 3 月期 (予想)	円 —	円 —	円 —	円 500	円 500

3. 平成 22 年 3 月期の業績予想 (平成 21 年 4 月 1 日～平成 22 年 3 月 31 日)

(%表示は対前期増減率)

	営業収益		営業利益		経常利益	
	百万円	%	百万円	%	百万円	%
通 期	1,907	(13.0)	729	(55.7)	773	(40.3)

4. その他

(1) 会計方針の変更

- ① 会計基準等の改正に伴う変更 : 無
- ② ①以外の変更 : 無

(2) 発行済株式数（普通株式）

① 期末発行済株式数（自己株式を含む） 22年3月期第2四半期 102,690株 21年3月期 102,690株

② 期末自己株式数 22年3月期第2四半期 一株 21年3月期 一株

（注）1株当たり四半期純利益の算定の根拠となる株式数については、9ページ「1株当たり情報に関する注記」をご覧ください。

※ 業績予想につきましては、現時点で入手可能な情報に基づき策定したものであり、予想にはさまざまな不確定要素が内在しておりますので、実際の業績はこれらの予想数値と異なる場合があります。

四半期貸借対照表

(単位:千円未満切捨て)

科 目	当第2四半期 会計期間末	前 期 末	増 減	前年同四半期 会計期間末	科 目	当第2四半期 会計期間末	前 期 末	増 減	前年同四半期 会計期間末
	(A) 〔平成21年 9月30日現在〕	(B) 〔平成21年 3月31日現在〕	(A-B)	(参 考) 〔平成20年 9月30日現在〕		(A) 〔平成21年 9月30日現在〕	(B) 〔平成21年 3月31日現在〕	(A-B)	(参 考) 〔平成20年 9月30日現在〕
資産の部					負債の部				
流動資産	2,092,797	2,625,984	△ 533,186	2,161,891	流動負債	320,587	377,876	△ 57,288	220,531
現金及び預金	1,968,036	2,521,926	△ 553,889	2,057,171	リース債務	1,260	-	1,260	-
営業未収入金	67,786	46,352	21,434	56,238	未払費用	23,854	27,337	△ 3,483	23,137
貯蔵品	467	640	△ 172	1,071	未払法人税等	223,569	232,749	△ 9,179	117,213
前払費用	12,816	14,062	△ 1,246	13,506	未払消費税等	23,654	61,376	△ 37,722	28,367
繰延税金資産	35,161	38,255	△ 3,093	29,025	前受金	1,575	1,210	365	1,890
その他の流動資産	8,528	4,747	3,780	4,878	預り金	4,364	4,622	△ 258	4,643
					賞与引当金	38,960	43,880	△ 4,920	42,480
固定資産	3,809,708	3,065,024	744,683	3,258,292	役員賞与引当金	3,350	6,700	△ 3,350	2,800
有形固定資産	164,733	175,735	△ 11,001	205,342	固定負債	663,275	659,910	3,364	634,243
建物	109,000	115,377	△ 6,376	122,733	リース債務	4,725	-	4,725	-
備品	49,056	60,358	△ 11,301	82,608	預り信認金	73,500	73,500	-	73,500
リース資産	5,700	-	5,700	-	繰延税金負債	-	-	-	308
建設仮勘定	976	-	976	-	退職給付引当金	500,376	483,752	16,624	468,898
					役員退職慰労引当金	84,674	102,658	△ 17,984	91,536
無形固定資産	288,394	328,904	△ 40,509	544,987	負債合計	983,863	1,037,787	△ 53,923	854,775
電話加入権	1,722	1,722	-	1,722					
ソフトウェア	251,897	327,181	△ 75,284	543,264	純資産の部				
ソフトウェア仮勘定	34,774	-	34,774	-	株主資本	4,917,251	4,651,926	265,325	4,564,957
投資その他の資産	3,356,580	2,560,385	796,195	2,507,963	資本金	1,000,000	1,000,000	-	1,000,000
投資有価証券	2,483,888	1,683,778	800,110	1,682,408	資本剰余金	450,000	450,000	-	450,000
長期貸付金	31,673	34,157	△ 2,484	36,641	資本準備金	450,000	450,000	-	450,000
繰延税金資産	54,837	54,902	△ 64	-	利益剰余金	3,467,251	3,201,926	265,325	3,114,957
差入保証金	66,875	66,875	-	66,875	その他利益剰余金	3,467,251	3,201,926	265,325	3,114,957
長期前払費用	227	1,593	△ 1,366	2,959	違約損失積立金	628,178	628,178	-	628,178
信認金特定資産	73,500	73,500	-	73,500	建物・機械積立金	854,064	995,720	△ 141,655	995,720
違約損失積立金特定預金	628,178	628,178	-	628,178	別途積立金	449,373	449,373	-	449,373
その他の投資その他の資産	50,800	50,800	-	50,800	繰越利益剰余金	1,535,633	1,128,653	406,980	1,041,684
貸倒引当金	△ 33,399	△ 33,399	-	△ 33,399	評価・換算差額等	1,390	1,295	95	451
					その他有価証券評価差額金	1,390	1,295	95	451
					純資産合計	4,918,642	4,653,221	265,420	4,565,408
資産合計	5,902,505	5,691,008	211,496	5,420,184	負債及び純資産合計	5,902,505	5,691,008	211,496	5,420,184

四 半 期 損 益 計 算 書

科 目	当第2四半期累計期間	前年同四半期累計期間	増 減
	〔自平成21年4月1日 至平成21年9月30日〕	〔自平成20年4月1日 至平成20年9月30日〕	
営業収益	1,118,782	800,895	317,886
取引参加者負担金	356,070	356,966	△ 895
上場関係収入	479,973	114,452	365,521
上場手数料	392,035	20,812	371,223
年間上場料	87,938	93,640	△ 5,702
情報関係収入	228,757	228,943	△ 185
その他の営業収益	53,979	100,533	△ 46,553
営業費用	599,525	631,566	△ 32,040
人件費	287,240	301,468	△ 14,227
施設費	225,889	236,140	△ 10,250
運営費	86,395	93,957	△ 7,561
営業利益	519,256	169,329	349,926
営業外収益	19,444	67,450	△ 48,005
営業外費用	8	-	8
経常利益	538,692	236,780	301,912
特別利益	-	24,721	△ 24,721
特別損失	-	-	-
税引前四半期純利益	538,692	261,501	277,191
法人税・住民税及び事業税	218,929	114,102	104,826
法人税等調整額	3,093	△ 3,749	6,843
四半期純利益	316,670	151,148	165,521

四半期株主資本等変動計算書
(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)

(単位:千円未満切捨て)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金		利益剰余金				利益剰余金 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益剰余金				
				違約損失 積立金	建物・機械 積立金	別途積立金	繰越利益 剰余金	
平成21年3月31日残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	995,720	449,373	1,128,653	3,201,926
当第2四半期累計期間中の変動額								
剰余金の配当	-	-	-	-	-	-	△ 51,345	△ 51,345
四半期純利益	-	-	-	-	-	-	316,670	316,670
建物・機械積立金の取崩	-	-	-	-	△ 141,655	-	141,655	-
株主資本以外の項目の当四半期 累計期間中の変動額(純額)	-	-	-	-	-	-	-	-
当第2四半期累計期間中の変動額合計	-	-	-	-	△ 141,655	-	406,980	265,325
平成21年9月30日残高	1,000,000	450,000	450,000	628,178	854,064	449,373	1,535,633	3,467,251

	株主資本	評価・換算差額等		純資産合計
	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
平成21年3月31日残高	4,651,926	1,295	1,295	4,653,221
当第2四半期累計期間中の変動額				
剰余金の配当	△ 51,345	-	-	△ 51,345
四半期純利益	316,670	-	-	316,670
建物・機械積立金の取崩	-	-	-	-
株主資本以外の項目の当四半期 累計期間中の変動額(純額)	-	95	95	95
当第2四半期累計期間中の変動額合計	265,325	95	95	265,420
平成21年9月30日残高	4,917,251	1,390	1,390	4,918,642

四半期キャッシュ・フロー計算書

(単位:千円未満切捨て)

	当第2四半期累計期間	前年同四半期累計期間	前 期
	〔自 平成21年 4月 1日 至 平成21年 9月30日〕	〔自 平成20年 4月 1日 至 平成20年 9月30日〕	〔自 平成20年 4月 1日 至 平成21年 3月31日〕
I 営業活動によるキャッシュ・フロー			
税引前四半期(当期)純利益	538,692	261,501	434,262
減価償却費	95,131	106,533	212,690
減損損失	—	—	137,540
固定資産除却損	—	—	4,115
賞与引当金の増減額	△ 4,920	2,050	3,450
役員賞与引当金の増減額	△ 3,350	2,800	6,700
役員退職慰労引当金の増減額	△ 17,984	△ 2,353	8,767
退職給付引当金の増減額	16,624	2,533	17,386
受取利息及び受取配当金	△ 17,230	△ 15,648	△ 29,911
営業未収入金の増減額	△ 21,434	△ 6,120	3,765
未払費用の増減額	△ 3,483	△ 333	3,866
その他	△ 36,404	58,905	95,518
小計	545,642	409,867	898,152
利息及び配当金の受取額	14,055	15,704	30,055
法人税等の支払額	△ 228,157	△ 68,748	△ 108,357
営業活動によるキャッシュ・フロー	331,540	356,822	819,850
II 投資活動によるキャッシュ・フロー			
定期預金の預入による支出	△ 10,000	△ 10,000	△ 10,000
定期預金の払戻による収入	10,000	10,000	10,000
投資有価証券の取得による支出	△ 800,000	—	—
有形固定資産の取得による支出	△ 1,479	△ 1,585	△ 1,842
無形固定資産の取得による支出	△ 34,774	△ 217	△ 717
貸付金の貸付による支出	—	△ 25,000	△ 25,000
貸付金の回収による収入	2,484	2,097	4,581
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 833,769	△ 24,705	△ 22,978
III 財務活動によるキャッシュ・フロー			
リース債務の返済による支出	△ 315	—	—
配当金の支払額	△ 51,345	△ 51,345	△ 51,345
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 51,660	△ 51,345	△ 51,345
IV 現金及び現金同等物の増減額	△ 553,889	280,771	745,526
V 現金及び現金同等物の期首残高	2,511,926	1,766,399	1,766,399
VI 現金及び現金同等物の四半期末(期末)残高	1,958,036	2,047,171	2,511,926

重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的債券……償却原価法（定額法）

その他有価証券

時価のあるもの……当第2四半期会計期間末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

建物（建物附属設備は除く）

定額法

建物以外

平成19年3月31日以前に取得したもの……旧定率法

平成19年4月1日以降に取得したもの……定率法

なお、耐用年数については、法人税法に規定する方法と同一の基準を採用しています。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

なお、所有権移転外ファイナンス・リース取引のうち、リース取引開始日が平成20年3月31日以前のリース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

無形固定資産：定額法

なお、ソフトウェアについては、社内における見積利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しています。

3. 引当金の計上基準

貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しています。

賞与引当金……従業員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当第2四半期累計期間の負担額を計上しています。

役員賞与引当金……役員の賞与の支給に備えるため、支給見込額の当第2四半期累計期間の負担額を計上しています。

退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当第2四半期会計期間末における退職給付債務の見込額に基づき、当第2四半期会計期間末において発生していると認められる額を計上しています。

役員退職慰労引当金……役員の退職慰労金の支給に備えるため、内規に基づく当第2四半期会計期間末要支給額の100%を計上しています。

4. 消費税等の会計処理

税抜方式によっています。

5. 四半期キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

四半期キャッシュ・フロー計算書における資金（現金及び現金同等物）は、手許資金、随時引出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価格の変動について僅少なリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限が到来する短期投資からなっています。

四半期貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 153,820 千円

2. 株式会社日本証券クリアリング機構（以下「クリアリング機構」という。）他6社と締結した「損失補償契約書」に基づき、現物取引の清算業務に関し、クリアリング機構の清算参加者による損失補償対象債務の不履行又は不履行のおそれが生じたことに起因してクリアリング機構に生じた損失に対して、他の損失補償人と連帯して、平成14年9月30日現在におけるそれぞれの違約損失積立金相当額を限度として、上記不履行の発生した時点又はクリアリング機構が債務不履行のおそれがあると認定を行った時点におけるクリアリング機構への出資比率に応じて、当該損失を補償することとなっております。なお、当取引所の損失補償限度額は303,178千円であります。

3. 信託金特定資産

当取引所は、金融商品取引法第114条の規定及び当取引所の規則に基づき、取引参加者の債務不履行により有価証券の売買等の委託者等が被るリスクを担保するため、各取引参加者から信託金の預託を受けております。これらについて、当取引所の規則に基づき他の資産と区分して管理されているため、資産・負債とも当該目的を付した科目により表示しております。

四半期株主資本等変動計算書に関する注記

1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式 102,690 株

2. 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力 発生日
平成21年5月27日 取締役会	普通株式	51,345	500	平成21年 3月31日	平成21年 7月1日

四半期キャッシュ・フロー計算書に関する注記

現金及び現金同等物の当第2四半期会計期間末残高と四半期貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係

	(千円)
現金及び預金勘定	1,968,036
定期預金	△10,000
現金及び現金同等物当第2四半期会計期間末残高	1,958,036

1 株当たり情報に関する注記

1 株当たり純資産額 (当第2四半期会計期間末)	47,897 円 96 銭
1 株当たり四半期純利益 (当第2四半期累計期間)	3,083 円 75 銭
期中平均株式数 (当第2四半期累計期間)	102,690 株

「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等の制定について

平成21年10月28日
株式会社名古屋証券取引所

I 制定趣旨

今回の制定は、先般施行された株式会社企業再生支援機構法（平成21年法律第63号）に基づき、同機構によって事業再生に取り組む上場企業の出現が予想されることを踏まえ、同機構の支援を受ける会社が魅力ある投資対象として再生することを支援する観点から、過剰債務を解消するために一時的に債務超過となった場合でも直ちに上場廃止とならないよう上場廃止基準における債務超過基準に特例を設けるなど、「株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例」等を制定するものです。

II 制定概要

(備 考)

1. 市場第一部銘柄指定基準の特例

(1) 被支援会社の発行する株券が、(株)企業再生支援機構による支援決定が行われた後当取引所において上場廃止となった場合であって、かつ、(株)企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該会社が当該株券の上場申請を行うとき（市場第一部銘柄への指定を申請する場に限り、）は、最近1年間における利益の額が4億円以上であれば、利益の額に係る市場第一部銘柄指定基準に適合するものとします。

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第2条第1項等

(2) 被支援会社の発行する株券が、(株)企業再生支援機構が当該会社の支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度を直前事業年度として当該上場株券の市場第一部銘柄への指定の申請を行うときは、最近1年間における利益の額が4億円以上であれば、利益の額に係る上場株券の市場第一部銘柄指定基準に適合するものとします。

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第2条第2項等

2. 市場第二部銘柄への指定替え基準及び上場廃止基準等の特例

(1) 債務超過に係る指定替え基準の特例

上場会社が債務超過の状態となった場合であっても、当該上場会社が(株)企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、1年以内（当該期間が(株)企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限り、）に債務超過の状態でなくなることを計画している場合で当取引所が適当と認めるときは、当該1年以内までに債務超過の状態でなくならなかった場合に指定替えを行います。

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第3条等

(2) 債務超過に係る上場廃止基準の特例

上場会社が債務超過の状態となった場合において、1年以内に債務超過の状態でなくならなかったときであっても、当該上場会社が(株)企業再生支援機構による支援決定に基づく事業の再生を行うことにより、当該1年を経過した日から1年以内(当該期間が(株)企業再生支援機構による支援決定を公表した日から3年以内に開始する事業年度の末日以前に終了するときに限ります。)に債務超過の状態でなくなることを計画している場合で当取引所が適当と認めるときは、債務超過の状態となってから2年以内に債務超過の状態でなくならなかった場合に上場を廃止するものとします。

・株式会社企業再生支援機構が再生支援をする会社が発行する株券に関する有価証券上場規程の特例第4条等

Ⅲ 施行日

平成21年11月9日から施行します。

以 上

上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備に伴う 「業務規程」等の一部改正等について

平成21年10月28日
株式会社名古屋証券取引所

I. 改正趣旨

今回の改正は、金融審議会 金融分科会より本年6月に公表された「我が国金融・資本市場の国際化に関するスタディグループ報告」の提言内容などを踏まえ、投資者保護及び公正かつ健全な金融商品市場の運営という観点から、上場会社の企業行動に係る制度整備及び上場規則の実効性確保を図るなどの上場会社のコーポレート・ガバナンスの強化に向けた上場制度の整備を行なうほか、適時開示の一層の充実を図るための対応、流動性等に係る基準を見直すなど、「業務規程」等の一部改正等を行うものです。

II. 改正概要

(備 考)

1. 企業行動規範の制定

企業行動規範は、従来の上場会社への規範的要素を含む上場規則及び要請事項等を再整理し、これに新たな事項を加えて、上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則（以下「適時開示等規則」といいます。）上に、上場会社として守るべき事項を定める「遵守すべき事項」と、上場会社に対して推奨する事項を定める「望まれる事項」に区分して、以下のとおり制定します。

(1) 遵守すべき事項

a 書面による議決権行使等

上場内国会社は、株主総会を招集する場合には、原則として、会社法第298条第1項第3号に掲げる事項（書面による議決権行使）を定めなければならないものとします。

・適時開示等規則第29条

b 上場内国会社の機関等

・ 上場内国会社は、取締役会、監査役会又は委員会（会社法第2条第12号に規定する委員会をいいます。）及び会計監査人を置くものとします。

・適時開示等規則第31条

・ 上場内国会社は、当該会社の会計監査人を、有価証券報告書又は四半期報告書に記載される財務諸表等又は四半期財務諸表等の監査証明等を行う公認会計士等として選任するものとします。

・適時開示等規則第32条

c 業務の適正を確保するために必要な体制整備

・適時開示等規則第33条

上場内国会社は、会社法上の内部統制システムを整備することを決定するものとします。

d 第三者割当に係る遵守事項

上場会社が第三者割当を行う場合において、募集事項の決定前の発行済株式に係る議決権の総数に対する、当該第三者割当により割り当てられる募集株式等に係る議決権数の比率（以下「希釈化率」といいます。）が25%以上となる時、又は、支配株主（親会社のほか、議決権の過半数を直接又は間接に保有する者として、当取引所が定める者をいいます。以下同じ。）が異動するときは、原則として、(a)又は(b)の手続きを経ることとします。ただし、当該割当ての緊急性が極めて高いものとして当取引所が認めた場合はこの限りではありません。

(a) 経営者から一定程度独立した者による第三者割当の必要性及び相当性に関する意見の入手

(b) 株主総会の決議などの株主の意思確認

e 株式分割等

上場会社は、流通市場に混乱又は株主の利益の侵害をもたらすおそれのある株式分割、株式無償割当て、新株予約権無償割当て、株式併合又は単元株式数の変更を行わないものとします。

f M S C B等の発行に係る遵守事項

上場会社は、M S C B等を発行する場合には、原則として月間の行使数量が上場株式数の10%を超えないよう当取引所が必要と認める措置を講じるものとします。

g 買収防衛策の導入に係る遵守事項

上場会社は、買収防衛策を導入する場合は、次に掲げる事項を遵守するものとします。

(a) 開示の十分性

買収防衛策に関して必要かつ十分な適時開示を行うこと

(b) 透明性

買収防衛策の発動及び廃止の条件が経営者の恣意的な判断に依存するものでないこと

(c) 流通市場への影響

株式の価格形成を著しく不安定にする要因その他投資者に不測の損害を与える要因を含む買収防衛策でないこと

(d) 株主の権利の尊重

株主の権利内容及びその行使に配慮した内容の買収防衛策であること

・ 適時開示等規則第34条、同取扱い17

・ 適時開示等規則第35条

・ 適時開示等規則第36条、同取扱い18

・ 適時開示等規則第37条

<p>h MBOに係る遵守事項</p> <p>公開買付者が公開買付対象者の役員である公開買付け又は支配株主による公開買付けに関して、上場会社が意見の公表又は株主に対する表示を行なう場合の適時開示は、必要かつ十分に行うものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第38条</p>
<p>i 内部者取引の禁止</p> <p>上場会社は、役員、代理人、使用人その他の従業員に対し、当該上場会社の計算における内部者取引を行わせてはならないものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第39条</p>
<p>j 反社会的勢力の関与の禁止</p> <p>上場会社は、その経営に反社会的勢力（暴力団、暴力団員又はこれに準ずる者をいいます。以下同じ。）の関与を受けてはならないものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第40条、同取扱い19</p>
<p>k 流通市場の機能又は株主の権利の毀損行為等の禁止</p> <p>上場会社は、上記 a～j に掲げる事項を遵守するほか、流通市場の機能又は株主の権利を毀損すると認められる行為、その他市場規制全般の趣旨に反する行為を行わないものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第41条</p>
<p>(2) 望まれる事項</p>	
<p>a 投資単位の水準</p> <p>上場内国会社は、上場内国株券の投資単位が5万円以上50万円未満となるよう、当該水準への移行及びその維持に努めるものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第42条</p>
<p>b 議決権行使に係る環境整備</p> <p>上場内国会社は、株主総会における議決権行使に係る環境整備に努めるものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第43条、同取扱い20</p>
<p>c 上場会社監査事務所等による監査</p> <p>上場内国会社は、日本公認会計士協会による上場会社監査事務所登録制度に基づき上場会社監査事務所名簿又は準登録事務所名簿に登録されている公認会計士等の監査を受けるよう努めるものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第44条</p>
<p>d 内部者取引の未然防止に向けた体制整備</p> <p>上場会社は、その役員、代理人、使用人その他の従業員による内部者取引の未然防止に向けて必要な情報管理体制の整備を行うよう努めるものとします。</p>	<p>・適時開示等規則第45条</p>
<p>e 反社会的勢力排除に向けた体制整備等</p> <p>上場会社は、反社会的勢力による被害を防止するための社内</p>	<p>・適時開示等規則第46条</p>

体制の整備及び個々の企業行動に対する反社会的勢力の介入防止に努めるものとします。

2. 上場規則の実効性の確保に係る対応等

(1) 特設注意市場銘柄制度の新設

- ・ 当取引所は、次に掲げる場合は、当該上場会社が発行者である上場株券を特設注意市場銘柄に指定することができるものとします。
 - a 下記3. (4) a に定める「監理銘柄（審査中）」に指定し、上場廃止となるかどうかの審査を行った結果、上場廃止には至らないと判断した場合
 - b 改善報告書（改善状況報告書を含みます。以下同じ。）を提出した上場会社において、改善措置の実施状況及び運用状況に改善が認められないと当取引所が認めた場合
- ・ 特設注意市場銘柄へ指定されている上場株券の発行者である上場会社は、当該指定から1年を経過する毎に、内部管理体制の状況等について記載した書面（以下「内部管理体制等確認書」といいます。）の提出を速やかに行わなければならないものとするとともに、当該上場会社の内部管理体制の状況等に関し当取引所が必要と認めて照会を行った場合には、直ちに照会事項について正確に報告するものとします。
- ・ 当取引所は、提出された内部管理体制等確認書の内容等に基づき内部管理体制の状況等に問題があると認められない場合には、その指定の解除を行うものとします。

・ 適時開示等規則第47条、同取扱い21等

(2) 改善報告書の提出要件の拡充

当取引所は、上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反した場合にも改善報告書の提出を求めることができるものとします。

・ 適時開示等規則第48条等

(3) 公表措置制度の新設

当取引所は、次に掲げる場合であって、当取引所が必要と認めるときは、その旨を公表することができるものとします。

- a 上場会社が適時開示義務に違反したと当取引所が認める場合
- b 上場会社が企業行動規範の「遵守すべき事項」に違反したと当取引所が認める場合
- c 上場内国会社が機関の資格等を定めた会社法の規定（第331条（取締役の資格等）、第335条（監査役の資格等）、第337条（会計監査人の資格等）、第400条（委員の選定等））に違反した場合

・ 適時開示等規則第53条

<p>(4) テクニカル上場時における引継ぎ制度の整備</p> <p>テクニカル上場によって上場した会社は、次の a から c までに掲げる場合に、当該 a から c までに掲げる事項を、原則として、テクニカル上場前の上場会社から引き継ぐこととします。</p> <p>a 改善報告書の提出を求められている場合 当該改善報告書の提出義務</p> <p>b 不適当な合併等に係る猶予期間に入っている場合 当該猶予期間</p> <p>c 特設注意市場銘柄、開示注意銘柄に指定されている場合 当該指定の状態</p>	<p>・有価証券上場規程第23条、同取扱い要領21</p>
<p>(5) 注意勧告制度の廃止</p> <p>有価証券報告書等の虚偽記載に係る注意勧告制度は、廃止するものとします。</p>	<p>・改正前適時開示等規則第24条等</p>
<p>3. 上場廃止基準の整備等</p>	
<p>(1) 上場廃止基準の新設</p>	
<p>① 支配株主との取引の健全性の著しい毀損</p> <p>第三者割当により支配株主が異動した場合において、支配株主が異動した日が属する事業年度の末日の翌日から起算して3年を経過する日までの期間に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めるときは、その上場を廃止します。</p>	<p>・株券上場廃止基準第2条第1項第9号の2、同取扱い1(9)等</p>
<p>② 反社会的勢力の関与の重大性</p> <p>上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと認められるときは、その上場を廃止します。</p>	<p>・株券上場廃止基準第2条第1項第19号、同取扱い1(16)等</p>
<p>(2) 「株主の権利の不当な制限」としての上場廃止事由の追加</p>	
<p>現行の上場廃止基準に掲げる「株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると当取引所が認めた場合」には、従来のものに加えて、原則として次に掲げる場合を含むものとします。</p>	
<p>① 第三者割当</p> <p>上場会社が第三者割当を行う場合において、希釈化率が300%を超えるときは、株主及び投資者の利益を侵害するおそれが少ないと当取引所が認めるときを除き、その上場を廃止します。</p>	<p>・株券上場廃止基準の取扱い1(14) f 等</p>
<p>② 株式併合</p>	<p>・株券上場廃止基準の取</p>

<p>上場会社が、株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為を行う場合において、株主及び投資者の利益を侵害するおそれ大きいと当取引所が認めるときは、その上場を廃止します。</p>	<p>扱い1(14)g等</p>
<p>③ 種類株式の発行等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が、上場株券等について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株券等への変更に係る決議又は決定を行なったときは、その上場を廃止します。 ・ 上場会社が、上場株券等より議決権の多い株式の発行に係る決議又は決定を行なったときは、その上場を廃止します。 	<p>・ 株券上場廃止基準の取扱い1(14)d、e等</p>
<p>(3) 「重大な上場契約違反等」としての上場廃止事由の追加等</p> <p>当取引所は、特設注意市場銘柄に指定されている上場株券の発行者である上場会社が、次に掲げる場合は、当該上場会社が上場契約に関する重大な違反を行ったとして、その上場を廃止します。</p> <ul style="list-style-type: none"> a 特設注意市場銘柄へ指定されてから3年を経過した場合で、かつ、内部管理体制の状況等に引き続き問題があると当取引所が認める場合 b 当取引所が内部管理体制等確認書の提出を求めたにもかかわらず、内部管理体制の状況等が改善される見込みがないと認める場合 	<p>・ 株券上場廃止基準の取扱い1(11)c、d等</p>
<p>(4) 監理ポスト及び整理ポストの呼称の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 現行、上場廃止となるおそれがある銘柄を割当てする「監理ポスト」の呼称を、割当て事由に基づき、以下のとおり変更します。 <ul style="list-style-type: none"> a 以下の上場廃止事由に該当するおそれがあるとして当取引所が上場廃止となるかどうかの審査を行っている銘柄は「監理銘柄（審査中）」へ指定することとします。 <ul style="list-style-type: none"> (a) 第三者割当により支配株主が異動した場合において、3年以内に支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると当取引所が認めた場合 (b) 上場会社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって「不適正意見」又は「意見の表明をしない」旨が記載され、かつ、その影響が重大で 	<p>・ 株券上場廃止基準第5条、第6条、同取扱い5、6等</p>

あると当取引所が認めた場合

(c) 上場会社が上場契約等について重大な違反を行った場合

(d) 上場会社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態が当取引所の市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと当取引所が認めた場合

(e) 前(a)から(d)までのほか、公益又は投資者保護のため、当取引所が当該銘柄の上場廃止を適当と認めた場合

b 前 a に掲げる事由以外の上場廃止事由への該当のおそれがあるとして当取引所が上場廃止となるかどうかの確認を行っている銘柄は「監理銘柄（確認中）」へ指定することとします。

- ・ 現行、「整理ポスト」への割当てを行なう上場銘柄について、「整理銘柄」に指定することとします。

(5) 整理銘柄指定期間の特例

上場株券が整理銘柄に指定された後、2週間以内にフェニックス銘柄として取り扱われることが決定した場合又はその見込みがあると当取引所が認めた場合には、整理銘柄指定期間を1か月間、延長することができるものとします。

・ 株券上場廃止基準の取扱い4(9)

4. 会社情報の開示の充実等

(1) 適時適切な会社情報の開示の実践

上場会社は、形式的な開示要件に該当しない場合においてもそれを理由により適時、適切な会社情報の開示を怠ってはならない旨を定めている現行の規定に違反した場合について、実効性確保手段の対象とします。

・ 適時開示等規則第12条

(2) 第三者割当における開示事項の明確化

上場会社が第三者割当を行う場合は、以下の事項について適時開示を行うものとします。

・ 適時開示等規則第2条、同取扱い1(3)

a 割当先の払い込みに要する財産の存在について確認した内容

b 払込金額の算定根拠及びその具体的な内容（当取引所が必要と認める場合は、払込金額が割当先に有利でないことに係る適法性に関する監査役又は監査委員会の意見等を含みません。）

c 上記1. ① a に定めるところによりいずれかの手続を行なう場合は、その内容（上記1. ① a ただし書の適用を受ける場合は、その理由）

d その他当取引所が投資判断上重要と認める事項

<p>(3) 支配株主との取引に関する開示の充実</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 支配株主を有する上場会社は、当該支配株主との取引等を行う際における少数株主保護の方策に関する指針について、コーポレート・ガバナンスに関する報告書の中で開示を行うものとします。 ・ 支配株主等を有する上場会社は、前事業年度における支配株主等との取引に関する事項及び当該取引に係る上記指針に定める方策の履行の状況について、事業年度経過後3か月以内に開示を行うものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券上場規程の取扱い要領10の4 ・ 適時開示等規則第11条、同取扱い7(5)、(6)
<p>(4) 有報等の提出延長承認時の開示の新設</p> <p>上場会社は、有価証券報告書等の法定提出期限の延長が承認された場合にはその旨を直ちに開示を行うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示等規則第2条第2号u等
<p>(5) 反社会的勢力の排除に関する開示の充実等</p> <p>① コーポレート・ガバナンスに関する報告書における開示</p> <p>上場会社は、反社会的勢力排除に向けた体制整備についてコーポレート・ガバナンスに関する報告書の中で開示を行うものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 有価証券上場規程の取扱い要領10の4
<p>② 確認書制度の導入</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 上場会社が第三者割当を行う場合は、割当先が反社会的勢力と関係がないことを示す確認書を作成後直ちに提出するものとします。 ・ 不適当な合併等に係る猶予期間内に上場審査基準に準じた審査の申請を行う者は、幹事である取引参加者が作成した当取引所所定の確認書を提出するものとします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示等規則の取扱い11(1) a (g)等 ・ 株券上場廃止基準第3条の3第3項
<p>(6) 株主と上場会社の対話促進のための環境整備</p> <p>上場会社は、株主総会招集通知及びその添付書類等を発送する場合には、それらの書類を発送日までに電磁的方法により当取引所に提出するとともに、当該書類を当取引所が公衆の縦覧に供することに同意するものとします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 適時開示等規則の取扱い11(4)
<p>5. 上場審査基準の整備等</p>	
<p>(1) 上場審査（実質審査）項目の明確化</p> <p>従来の上場審査の観点のうち、コーポレート・ガバナンス及び内部管理体制の有効性に関する観点を新たに独立した審査項目として明示します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券上場審査基準第2条第1項第3号等
<p>(2) 流動性等に係る基準の見直し</p> <p>① 株主数の定義の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 株主数の定義を、1単位の株式数以上の株式を所有する株主 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 株券上場審査基準第4条第1項第1号等

の数とします。

- ・ 求める水準、猶予期間の取扱いは現行どおりとします。

② 少数特定者持株比率基準の見直し

- ・ 現行の少数特定者持株比率基準を見直し、流通株式（新規上場申請に係る有価証券又は上場有価証券のうち、当該有価証券の数の10%以上を所有する者が所有する有価証券その他の流通性の乏しい有価証券を除いたものをいいます。以下同じ。）の比率（上場株券等の数に対する割合）について、以下の水準を求めることとします。

（本則市場）

上場審査：25%以上になる見込みのあること

上場廃止：5%未満となった場合

一部指定：35%以上になる見込みのあること

- ・ 上場廃止に係る猶予期間の規定は設けません。

③ 流通株式数基準の導入

- ・ 流通株式数について、以下のとおり求めることとします。

（本則市場）

上場審査：2,000単位以上になる見込みのあること

上場廃止：1,000単位未満となった場合

一部指定：20,000単位以上になる見込みのあること

指定替え：10,000単位未満となった場合

- ・ 上場廃止及び指定替えについては、猶予期間（1年間等）を設けることとします。

(3) 新規上場に係る形式要件の見直し

新規上場申請時における株式の譲渡制限に係る形式要件について、上場までに当該制限を外す見込みがあれば足りるものとします。

(4) 一部指定に係る形式要件の見直し

一部指定申請時における株主数、流通株式及び上場時価総額に係る形式要件について、一部指定までに当該要件を満たす見込みがあれば足りるものとします。

6. 上場規則等の体系整備

- (1) 「監理ポスト及び整理ポストに関する規則」の規定を「株券上場廃止基準」及び同取扱いに集約し、当該規則を廃止します。

- (2) その他、上場制度の整備に対応して、関連規則における上場規則の準用に係る見直しを行うなど、所要の整備を行います。

・ 株券上場審査基準第4条第1項第2号b等

・ 株券上場審査基準第4条第1項第2号a等

・ 株券上場審査基準第4条第1項第11号等

・ 上場株券の市場第一部銘柄指定基準第3条第1号、第2号、第4号等

・ 改正前業務規程第8条、株券上場廃止基準第5条、第6条等

・ 制度信用銘柄及び貸借銘柄の選定に関する規

7. その他の整備

その他の所要の改正を行います。

Ⅲ. 施行日

平成21年11月9日から施行します。ただし、以下の経過措置等を講じます。

(上場内国会社の機関設置等)

企業行動規範のうち「1. (1) b 上場内国会社の機関等」に係る規定については、施行日から1か年経過した日以後に最初に到来する事業年度の末日から起算して3か月目の日を迎えた上場会社から適用します。

(会社法上の内部統制システムを整備することの決定)

企業行動規範のうち「1. (1) c 業務の適正を確保するために必要な体制整備」に係る規定については、平成22年7月1日から適用します。

(支配株主等に関する事項の開示)

「4. (3) 支配株主との取引に関する開示の充実」に係る規定（コーポレート・ガバナンスに関する報告書に係る部分を除く。）については、施行日以後に事業年度の末日が到来する上場会社の開示から適用します。

なお、施行日前に事業年度の末日が到来する上場会社については、「親会社等に関する事項」の開示が必要となります。

(株主総会招集通知等の電磁的方法による提出)

「4. (6) 株主と上場会社の対話促進のための環境整備」に係る規定については、平成22年3月1日以後に終了する事業年度に係る定時株主総会から適用します。

(支配株主の有無等に関する書面の提出)

施行日において現に上場会社である会社は、支配株主の有無及び支配株主を有する場合には当該支配株主の氏名（法人の場合に合っては、商号）その他当取引所が必要と認める事項を記載した書面を、平成21年12月30日までに当取引所に提出するものとします。

(コーポレート・ガバナンスに関する報告書の提出)

施行日において現に上場会社である会社は、反社会的勢力排除に向けた体制整備についての、また、支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針について（支配株主を有する上場会社に限ります。）の内容を反映したコーポレート・ガバナンスに関する報告書を、平成21年12月30日までに当取引所に提出するものとします。

(その他)

施行日において現行の少数特定者持株比率基準に係る猶予期間に入っている銘柄については、当該猶予期間を解除することとします。

以 上

取引参加者による組織再編の承認等に係る「取引参加者規程」等の一部改正について

平成 21 年 10 月 28 日
株式会社 名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

当取引所の取引参加者規程では、取引参加者が合併、会社分割又は事業譲渡（以下「合併等」という。）を行おうとする場合には、あらかじめ当取引所による承認を受けることとしているが、株主総会の決議や承認を要しない簡易組織再編又は略式組織再編（以下「簡易・略式組織再編」という。）による合併等については、あらかじめ届出のみを行うこととしている。

しかし、昨今の取引参加者における再編の活発化に伴い、簡易・略式組織再編による合併等であっても、事業戦略の変更など取引参加者の経営の体制、財務基盤又は業務執行体制の維持に重大な影響を及ぼすおそれがあるケースが発生する可能性も考えられることから簡易・略式組織再編による合併等についても、一定の規模を超える場合には当取引所の承認を受けることとするなど、取引参加者規程等について、所要の改正を行うこととする。

2. 改正概要

(1) 「承認事項」の範囲の見直し

簡易・略式組織再編による合併等として届出事項になっているもののうち、次の①から⑤までに掲げる条件に該当する行為については、新たに承認事項とする。

① 他の法人と合併して合併後存続することとなる場合の当該合併

合併に際し交付する存続会社の株式に 1 株あたり純資産額を乗じて得た額及び合併に際し交付する存続会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が存続会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合

② 分割による事業の一部の他の法人への承継

分割により承継させる資産の帳簿価額の合計額が分割会社の総資産額の 20 分の 1 を超える場合

③ 分割による事業の全部又は一部の他の法人からの承継

分割により交付する承継会社の株式に 1 株あたり純資産額を

(備 考)

・取引参加者規程第 21 条第 9 号

・取引参加者規程施行規則第 13 条の 2

乗じて得た額及び承継により交付する承継会社の社債その他の財産の帳簿価額の合計額が承継会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合

④ 事業の一部の譲渡

譲渡する資産の帳簿価額が譲渡する会社の総資産額の 20 分の 1 を超える場合

⑤ 事業の全部又は一部の譲受け

譲り受ける事業の対価として交付する財産の帳簿価額の合計額が、当該譲受会社の純資産額の 20 分の 1 を超える場合

(2) 合併等に関する事前通知

承認に係る審査基準の充足状況や手続きの瑕疵の有無等に係る審査の適正な期間を確保するため、新たに承認事項とする合併等に関する当取引所への事前通知は、原則として、当該行為の決議又は承認に係る取締役会などの意思決定機関による決定の 2 週間前までに行うこととする。

・取引参加者規程施行規則第 12 条

(3) 「確認書」制度の導入

取引資格取得に係る審査及び合併等の承認に係る審査において、反社会的勢力との関係がないことを示す当取引所所定の「確認書」の提出を取引参加者に求めることとする。

・取引参加者規程施行規則第 2 条第 2 項第 6 号、第 13 条第 2 項第 6 号

(4) その他

その他所要の改正を行うものとする。

・取引参加者規程施行規則第 17 条

3. 施行日

平成 21 年 11 月 24 日から施行する。

以 上

株券等の5日目決済及び期間売買停止の廃止に伴う「業務規程」等の一部改正について

平成 21 年 10 月 28 日
株式会社名古屋証券取引所

1. 改正趣旨

株券電子化により株券の名義書換が不要となるなど、基準日等の日に決済を行うことが可能となったことから、有価証券の普通取引において基準日等が設定される場合には、株主確定等のため、売買日から起算して5日目の日に決済を行う取扱い（以下「5日目決済」といいます。）及び株式の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合等に行っている売買停止を行う取扱い（以下「期間売買停止」といいます。）を廃止するなど、業務規程等の一部改正を行うこととします。

2. 改正概要

	(備 考)
(1) 株券等の5日目決済の廃止について	
<ul style="list-style-type: none"> ・内国株券、新株予約権証券、日経300株価指数連動型上場投資信託の受益証券、外国株券及び外国新株予約権証券の普通取引について、5日目決済を廃止します。 ・普通取引について、配当落又は権利落とする期日は、権利確定日の2日前（休業日を除きます。以下日数計算において同じ。）の日（権利確定日が休業日に当たるときは、権利確定日の3日前の日。）とします。 ・合併、株式移転、株式交換又は会社分割により上場廃止となる場合の上場廃止日は、効力発生日の3日前の日とします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第9条第3項、受託契約準則第10条第2項等 ・業務規程施行規則第17条第2号 ・株券上場廃止基準の取扱い4
(2) 期間売買停止の廃止について	
<ul style="list-style-type: none"> ・株式（受益権を含む。）の併合又は株式の分割等と同時に単元株式数が増加する場合若しくは単元株式数についての定款の定めが設けられる場合に行っている期間売買停止を廃止します。 ・期間売買停止の廃止後は、株式併合等の効力発生日の3日前の日から、普通取引の売買単位を株式併合等の効力発生後の単元株式数（会社が単元株式数を定めないときは1株）とします。 ・株式併合後の株券を対象として売買を開始する期日を新たに定めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務規程第28条第1号 ・業務規程第15条第1号aの(a) ・業務規程第25条の2、業務規程施行規則第17条の2
(4) その他	
<ul style="list-style-type: none"> ・その他所要の改正を行うこととします。 	

3. 施行日

平成 21 年 11 月 16 日から施行します。

以 上